

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービスにおいて岩手県認証局が発行する自己署名証明書（以下「岩手県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスにおいてブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成25年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 岩手県知事の自己署名証明書のフィンガープリント

岩手県知事の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	7 8 3 2 0 9 7 4 5 F F 5 B 8 5 F D B E 3 C 2 7 7 4 D 4 C C D 1 0 5 5 7 9 7 4 5 0

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA-1	A 4 2 9 5 3 6 6 6 4 4 5 2 F 3 4 5 2 B 4 E E D A A F 3 C 4 2 4 8 C 9 6 3 C 0 2 D

注 SHA-1により算出したフィンガープリントは、40桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、スペースの付加等表示方法が異なることがある。